

米政策等をめぐる動向について

(H25.11.20 現在)

長野県農政部

主な制度見直し項目と産業競争力会議及び農林水産省の検討案

見直し検討項目と制度の概要		産業競争力会議での 民間議員からの提案	農林水産省の検討案等 (自民党への提案)
検討項目	制度の概要		
(1) 米の生産調整	・国が各県に対して米の生産数量目標を配分 ・生産調整達成者に対するメリット措置により需給調整を誘導	・28年度には、生産数量目標の配分をやめ、生産調整を廃止 ・市場機能の健全な発揮による需給バランスの適正化を図る	・5年後を目途に、生産数量目標の配分を廃止できるよう取り組む ・これに合わせて生産調整のメリット措置(米の直接支払交付金)は廃止 ・国による需給情報の提供は実施
(2) 経営所得安定対策	・販売価格が生産費を恒常的に下回る作物を対象に差額を交付	・経営力の向上を阻害する既存補助金をゼロベースで見直す	・米の生産調整の議論と並行して見直す
①米の直接支払交付金	・15,000円/10aを定額交付	・26年度米から廃止	・26年度米から交付単価を7,500円/10aに半減し、29年度まで限定的に実施(30年度から廃止) <11/20、与党の実務者合意>
②米価変動補てん金	・標準価格を下回った場合に交付	・26年度米から廃止	・26年度米から廃止
③米・畑作の収入減少影響緩和対策(ナラシ)	・一定規模以上の農業者を対象とした収入減少影響緩和対策	・制度の必要性がある場合、農業経営者を対象として支給	・26年度は現行どおり実施 ・27年度から新たな対象者要件で実施(認定農業者、集落営農、認定就農者、規模要件なし)
④水田活用の直接支払交付金	・水田の転作作物(麦、大豆、そば、飼料作物等)への交付(面積払)	・生産向上を目的として交付方法、交付単価を見直し	・26年度から飼料用米等への数量払いを導入 ・産地交付金(仮称)の充実
⑤畑作物の直接支払交付金	・畑地の作物(麦、大豆、そば等)への交付(面積払、数量払)	—	・26年度は現行どおり実施 ・27年度から新たな対象者要件で実施(認定農業者、集落営農、認定就農者、規模要件なし)

生産者等の受け止め

- 大規模農家
・施策を大規模農家に集中することは歓迎、一方で生産過剰により米価が急落することを懸念
- 小規模農家
・助成金の削減は厳しい
・米の作付けを増やしたい、機械装備がないため増やせない等、農家の声は様々
- J Aグループ
・米政策の見直しをめぐり、生産現場ではかつてない大きな不安と混乱が生じている
・需要に応じた米の計画生産の取組については、水田フル活用による食料自給率の向上に向けた仕組みとして、関係者・行政が一体となって、地域の担い手をはじめ農業者が円滑に取り組むことができる仕組みとすることが必要
・水田農業政策の見直しについては、農業者が安心して営農を継続できるよう、現行政策よりも拡充強化され、将来展望が見通せる総合的な水田農業政策とすることが必要

現 状

- 多面的機能の維持・発揮のため、以下の3つの交付金制度を措置
- 全国で約200万ha(長野県内で約25,000ha)の農地をカバーしているが、取組面積はほぼ横ばいで伸び悩みの状況

①農地・水保全管理支払交付金(共同活動による社会資本の保全管理)
・農業者と地域住民が連携して農地・農業用水等の保全管理を行う経費を支援
【H24取組面積】 全国:約146万ha、長野県:14,627ha

②中山間地域等直接支払交付金(条件不利地域の生産活動の継続)
・中山間地域等の条件不利地域と平地とのコスト差(生産費)を補正するため、農地・農道の維持等の生産活動経費を支援
【H24取組面積】 全国:約68万ha、長野県:9,890ha

③環境保全型農業直接支援対策(環境保全型農業の普及)
・農業者が環境保全効果の高い営農活動を行うことによる追加的コストを支援
【H24取組面積】 全国:約4万ha、長野県:452ha

改革(見直し)の視点

- 国土保全や水源涵養、集落機能など、農業・農村が果たしている多面的機能を適切に発揮するための取組を広げていくことが必要
- このため、農業・農村の多面的機能の維持・発展、地域社会の維持活動等を支援するため、以下の視点で直接支払いを実施

①産業政策と切り離し、地域政策として位置付け、地域内の農業者が共同で取り組む活動等を支援する施策とする

②農地を農地として維持するための共同活動コストに着目し、地域全体を対象とする地域政策であることから、個人ではなく活動組織に対して交付すべき

農林水産省の検討案

- 地域内の農業者が共同で取り組む、地域活動のコストに着目して支援を行う日本型直接支払制度(多面的機能支払)を創設

①農地維持支払(仮称) <新設>

農業者等で構成される活動組織(集落等)が、農地を農地として維持していくために行う、地域資源の基礎的保全活動など多面的機能の維持・管理のために行う地域活動を支援する制度を創設
※交付単価は、地域(都府県/北海道の2区分)及び地目(田/畑/草地)に区分して設定(畑には樹園地を含む)
報道によると、単価(都府県・田)は数千円程度/10aで検討されている模様

②資源向上支払(仮称) <「農地・水保全管理支払」の組替え・名称変更>

地域住民を含む活動組織が行う、農業生産資源や農村環境の質的向上を図る活動など多面的機能の増進に寄与する活動を支援
※報道によると、単価(都府県・田)は数千円程度/10aで検討されている模様

- 現行の「中山間地域等直接支払」及び「環境保全型農業直接支援」については、継続して実施

＜参考＞

米の生産調整施策の変遷

○ 米の生産調整施策の変遷

昭和 34 年	米の需要量が 1,341 万トン／年でピークとなる
45 年	米が過剰となり、農家に作付けしない面積を割り振る減反を開始
49 年	減反未達成地域に対する補助事業採択制限等のペナルティ開始
53 年	大豆、麦等への転作に助成を開始
平成 16 年	減反する面積でなく、需要を基に、「米を作る数量」を配分する仕組みに変更
22 年	農業者戸別所得補償制度の開始（メリット措置に移行し、減反未達成のペナルティを全面廃止）
24 年	米の需要量が 779 万トン／年まで減少

米の需給動向等
(昭和 45 年→平成 24 年)

生産量(水稲、陸稲)
1,269 万トン→852 万トン(68%)

作付面積(同上)
292 万 ha→158 万 ha(56%)

需要量(主食用米)
約 1,190 万トン→779 万トン(65%)

1人当たり需要量
95kg→56kg(59%)

価格／玄米 60kg

8,256 円(S45 政府買入価格)
21,600 円(H2 米価格センタ-)
16,517 円(H24 相対取引平均)

最近の制度変遷の概要

実施期間等		平成19～21年度 〈自民党〉	平成22～24年度 〈民主党〉	平成25年度 〈自民党〉
制度の名称		水田経営所得安定対策 (H19は品目横断的経営安定対策)	農業者戸別所得補償制度 (H22は戸別所得補償モデル対策)	経営所得安定対策
対象者		・認定農業者(4ha以上)(特認要件あり) ・集落営農組織(20ha以上)(同上)	すべての販売農家	名称変更のみとし、制度内容はH24と同様
対象作物		麦、大豆、米(下記②のみ)	米、転作作物、畑作物	
制度の概要		①諸外国との生産条件格差から生じる不利(コスト割れ)の補填(いわゆる“ゲタ”) ②農業経営のセーフティーネットとして収入減少の影響の緩和(いわゆる“ナラシ”)	販売価格が生産費を恒常的に下回る作物を対象に、その差額を交付(モデル対策は、米、転作作物のみを対象)	
交付金額	国	1,583～1,797億円	4,958～5,603億円	7,081億円(予算)
	県	11.6～28.1億円	75.9～81.1億円	未定
制度に対する市町村、ＪＡ、農家等の意見		・大規模経営の安定化が図られた。 ・小規模農家は対象外で、地域を支える多様な担い手への支援となっていない。 ・「そば」が対象外。	・幅広い農業経営体の安定化につながっており制度が広く浸透した。 ・全国一律の交付単価となっており、生産基盤の脆弱な中山間地域が考慮されていない。 ・経営規模にかかわらず助成単価が一律であり、担い手へ農地集積を進める上で課題がある。	

国の主要施策の見直し等に対する農林水産省 及び県関係国会議員への提案・要望事項

平成 25 年 11 月 19 日

長野県農政部

I 中山間地域等における持続的な水田農業の推進について

1 米政策の見直しについて

米政策等の大幅な見直しは、担い手経営体等の経営に極めて甚大な影響を及ぼすとともに、耕作放棄地の更なる増加や中山間地域の農業維持が困難となる恐れがあることから、生産現場に混乱を招くことがないよう、以下の6点について要望する。

- (1) 米政策の見直しに伴う影響について、地域別の詳細な分析と結果の公表を行うとともに、中山間地域における農業の将来ビジョンを早期に示すこと
- (2) 「米の直接支払交付金」を減額する場合には、集落営農組織等の崩壊を回避するための支援措置を講ずること
- (3) 「産地交付金（仮称）」は、地域振興作物等の産地化を加速していくために十分な予算を確保するとともに、新たな産地づくりの取組を支援する定額交付金を措置すること
- (4) 中山間地域において、水田フル活用ビジョンに位置付けられている取組を推進するため、農業機械の導入等について支援の拡充を図ること
- (5) 「そば」に対する助成については、現行の交付金水準が低下することのないよう措置すること
- (6) 米の生産目標数量の配分を行う間は、生産調整実施者に対する十分なメリット措置を講ずること

2 地域政策の見直しについて

- (1) 「日本型直接支払制度」の交付単価は、中山間地域における農地の保全管理等の実態を反映するため、畦畔率等に応じた保全管理コストに見合う単価とすること
- (2) 活動組織の運営や事務処理を支援するため、事務費相当額を別途交付すること
- (3) 農地の保全管理活動を支援する「農地維持支払（仮称）」については、国民全体が恩恵を受ける社会資本の維持を図るものであるため、国の責任において必要な財源を確保すること

II 農地中間管理事業制度の効果的な運用について

- (1) 農地中間管理機構を活用する担い手に対する支援を上乗せするとともに、中山間地域の農地を引き受ける担い手へのさらなるインセンティブ措置を講じること
- (2) 支援対策等の関連情報を早期に提供するとともに、農地中間管理事業に要する経費は、全額国費で措置し、地方自治体の負担が生じないようにすること